

## 社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）の概要

**地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進**1 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2 上記理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が行動して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。
- 市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示され、①地域福祉計画に盛り込むべき事項、②計画策定の体制や手順等が明示された。

**「地域共生社会」とは**

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会